

令和 6 年12月26日

令和 6 年第12回守山市教育委員会定例会提出議案

説 明 書

令和 6 年12月26日

令和 6 年第12回守山市教育委員会定例会提出議案説明目次

議第30号	令和 6 年度守山市一般会計補正予算案（第 5 号）のうち教育委員会所管の予算案に係る教育長の臨時代理の承認について・・・・・・・・・・	3
議第31号	守山市特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案に係る教育長の臨時代理の承認について・・・・・・・・・・	7
議第32号	守山市職員の給与に関する条例および守山市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に係る教育長の臨時代理の承認について・・・・・・・・	8
議第33号	地方公務員法第22条の 2 第 1 項第 1 号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例および地方公務員法第22条の 2 第 1 項第 2 号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に係る教育長の臨時代理の承認について・・・・・・・・・・	9
議第34号	令和 6 年度守山市自治振興表彰被表彰者の決定について・・・・・・・・・・	10
議第35号	令和 6 年度守山市学校教育表彰被表彰者の決定について・・・・・・・・・・	17
議第36号	令和 6 年度守山市子ども善行表彰被表彰者の決定について・・・・・・・・・・	24

歳出

(単位：千円)											
款10 教育費		項 1 教育総務費		補正額の財源内訳				節		説 明	事 業 概 要
目	補正前の額	補正額	計	特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
[] 内は事業額の財源内訳											
2 事務局費	258,053	16,155	274,208				16,155	1 報 酬	87	会計年度任用職員報酬	1 教育長給与費
								2 給 料	1,708	一般職給	[一般財源
								3 職員手当等	14,638	職員手当等	2 職員（23人）給与費
								4 共 済 費	△ 278	共済組合負担金	[一般財源
3 教育指導費	383,323	8,419	391,742				8,419	1 報 酬	6,540	会計年度任用職員報酬	5 生徒指導推進事業費
								2 給 料	895	一般職給	[一般財源
								3 職員手当等	718	職員手当等	6 小学校少人数学級対応事業費
											職員手当等（会計年度任用職員）
								4 共 済 費	46	共済組合負担金	10 特別支援教育推進事業費
								8 旅 費	220	費用弁償（会計年度任用職員）	[一般財源
4 教育研究所費	34,634	3,768	38,402				3,768	1 報 酬	2,338	会計年度任用職員報酬	1 職員（1人）給与費
								2 給 料	223	一般職給	[一般財源
								3 職員手当等	605	職員手当等	3 研究研修事業費
											職員手当等（会計年度任用職員）
4 共 済 費	602	共済組合負担金	4 教育相談事業費								
										5 児童生徒支援室事業費	[一般財源
計（項）	678,591	28,342	706,933				28,342				

款10 教育費		項 2 小学校費		(単位：千円)							
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	事 業 概 要 [] 内は事業額の財源内訳
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 学校管理費	345,780	1,041	346,821				1,041	1 報 酬	448	会計年度任用職員報酬	1 職員（1人）給与費 [一般財源] 275 2 小学校管理運営費 [一般財源] 766 766]
								2 給 料	44	一般職給	
								3 職員手当等	483	職員手当等 職員手当等（会計年度任用職員）	
								4 共 済 費	66	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職員）	
計（項）	424,683	1,041	425,724				1,041				

款10 教育費		項 3 中学校費		(単位：千円)							
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	事 業 概 要	
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 学校管理費	182, 889	443	183, 332				443	1 報 酬	292	会計年度任用職員報酬	1 職員（1人）給与費 [一般財源] 151 2 中学校管理運営費 [一般財源] 292
								2 給 料	38	一般職給	
								3 職員手当等	135	職員手当等	
								4 共 済 費	△ 22	共済組合負担金	
計（項）	243, 143	443	243, 586				443				

款10 教育費		項 4 幼稚園費		(単位：千円)								
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	事 業 概 要		
				特定財源			一般財源	区分			金額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
1 幼稚園管理費	700, 876	10, 213	711, 089				10, 213	2 給 料	5, 668	一般職給	1 職員（48人）給与費 [一般財源] 10, 213]	10, 213
								3 職員手当等	3, 422	職員手当等		
								4 共 済 費	1, 123	共済組合負担金		
計（項）	709, 618	10, 213	719, 831				10, 213					

款10 教育費		項 5 社会教育費		(単位：千円)							
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	事 業 概 要 [] 内は事業額の財源内訳
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 社会教育総務費	70,869	3,364	74,233			△ 1,655	5,019	1 報 酬	△ 2,116	会計年度任用職員報酬 △ 2,116	1 職員（５人）給与費 [その他 [一般財源 4 生涯学習・教育支援センター管理運営費 [一般財源 △ 3,085 △3,085]
								2 給 料	3,047	一般職給 3,047	
								3 職員手当等	2,192	職員手当等 職員手当等（会計年度任用職員） △ 515	
								4 共 済 費	241	共済組合負担金 695 共済組合負担金（会計年度任用職員） △ 454	
2 文化振興費	178,192	789	178,981				789	1 報 酬	228	会計年度任用職員報酬 228	1 芸術文化振興事業費 [一般財源 456 456] 3 守山市民ホール管理運営事業費 [一般財源 333 333]
								2 給 料	67	会計年度任用職員給料 67	
								3 職員手当等	116	職員手当等（会計年度任用職員） 116	
								4 共 済 費	45	共済組合負担金（会計年度任用職員） 45	
								18 負担金補助 及び交付金	333	負担金 333	
3 文化財保護費	168,495	△ 11,017	157,478				△ 11,017	1 報 酬	109	会計年度任用職員報酬 109	1 職員（10人）給与費 [一般財源 △ 11,178 △11,178] 6 史跡保存整備事業費 [一般財源 109 109] 8 伊勢遺跡史跡公園管理運営費 [一般財源 52 52]
								2 給 料	△ 4,600	一般職給 △ 4,600	
								3 職員手当等	△ 4,667	職員手当等 △ 4,667	
								4 共 済 費	△ 1,911	共済組合負担金 △ 1,911	
								8 旅 費	52	費用弁償（会計年度任用職員） 52	
4 埋蔵文化財 センター運営費	18,776	2,082	20,858				2,082	1 報 酬	271	会計年度任用職員報酬 271	1 埋蔵文化財センター管理運営費 [一般財源 2,082 2,082]
								2 給 料	665	会計年度任用職員給料 665	
								3 職員手当等	818	職員手当等（会計年度任用職員） 818	
								4 共 済 費	328	共済組合負担金（会計年度任用職員） 328	
5 公民館費	17,856	2,249	20,105				2,249	2 給 料	782	会計年度任用職員給料 782	1 公民館管理運営費 [一般財源 2,249 2,249]
								3 職員手当等	939	職員手当等（会計年度任用職員） 939	
								4 共 済 費	528	共済組合負担金（会計年度任用職員） 528	

6 図書館運営費	231,238	12,128	243,366				12,128	1 報 酬	1,083	会計年度任用職員報酬	1,083	1 職員（9人）給与費 〔一般財源〕	3,550 3,550
								2 給 料	4,515	一般職給	1,267	2 図書館管理運営費 〔一般財源〕	8,578 8,578
										会計年度任用職員給料	3,248		
								3 職員手当等	4,496	職員手当等	1,656		
										職員手当等（会計年度任用職員）	2,840		
								4 共 済 費	2,009	共済組合負担金	627		
										共済組合負担金（会計年度任用職員）	1,382		
								8 旅 費	25	費用弁償（会計年度任用職員）	25		
7 青少年育成費	23,390	92	23,482				92	1 報 酬	87	会計年度任用職員報酬	87	1 青少年健全育成事業費 〔一般財源〕	5 5
								3 職員手当等	5	職員手当等（会計年度任用職員）	5	2 青少年団体育成事業費 〔一般財源〕	87 87
計（項）	708,816	9,687	718,503			△ 1,655	11,342						

款10 教育費 項6 保健体育費 (単位：千円)													
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	事 業 概 要 [] 内は事業額の財源内訳		
				特定財源			一般財源	区分	金額				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他							
1 体育総務費	104,069	3,672	107,741				3,672	2 給 料	947	一般職給 662 会計年度任用職員給料 285	1 職員（5人）給与費 [一般財源] 3,175 3,175] 3 学校保健事業費 [一般財源] 497 497]		
								3 職員手当等	2,465	職員手当等 2,309 職員手当等（会計年度任用職員） 156			
								4 共 済 費	260	共済組合負担金 204 共済組合負担金（会計年度任用職員） 56			
2 給食費	1,017,557	1,684	1,019,241				1,684	2 給 料	650	会計年度任用職員給料 650	1 学校給食管理運営費 [一般財源] 1,684 1,684]		
								3 職員手当等	681	職員手当等（会計年度任用職員） 681			
								4 共 済 費	353	共済組合負担金（会計年度任用職員） 353			
計（項）	1,121,626	5,356	1,126,982				5,356						

守山市特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する 条例案（議第31号関係）の説明について

人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴い、特別職の国家公務員の給与改定および本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じて、本市特別職の給与についても、期末手当の支給割合の引き上げおよび平均化する改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

期末手当の支給割合を次のように改める。

- (1) 令和6年12月期を「1.70月分」から「1.75月分」に引き上げる。（第1条関係）
- (2) 令和7年以降の6月期および12月期をそれぞれ「1.725月分」とする。（第2条関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、令和7年以降の改正については、令和7年4月1日から施行する。（付則第1項関係）

(2) 適用関係

令和6年の改正規定については、令和6年12月1日から適用する。（付則第2項関係）

(3) 給与の内払

改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。（付則第3項関係）

守山市職員の給与に関する条例および守山市教育公務員の給与に関する条例の一部
を改正する条例案（議第32号関係）の説明について

人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴い、本市一般職の職員の給与および本市教育公務員の給与について、必要な改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

- (1) 初任給を始め若年層に重点を置き、職員の給料月額を引き上げる。（第1条および第3条関係）
- (2) 期末手当および勤勉手当の支給割合の引き上げおよび平均化（第1条から第4条までの規定関係）

ア 期末手当の改正

- (ア) 令和6年12月期を「1.225月分」から「1.275月分」に引き上げ、再任用職員については、「0.6875月分」から「0.7125月分」に引き上げる。
- (イ) 令和7年6月期以降を「1.25月分」とし、再任用職員については、「0.7月分」とする。

イ 勤勉手当の改正

- (ア) 令和6年12月期を「1.025月分」から「1.075月分」に引き上げ、再任用職員については、「0.4875月分」から「0.5125月分」に引き上げる。
- (イ) 令和7年6月期以降を「1.05月分」とし、再任用職員については、「0.5月分」とする。

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、令和7年以降の改正については、令和7年4月1日から施行する。（付則第1項関係）

(2) 適用関係

上記1(1)の改正規定については、令和6年4月1日から適用し、上記1(2)の令和6年の改正規定については、令和6年12月1日から適用する。（付則第2項関係）

(3) 給与の内払

改正前の給与条例または教育公務員給与条例の規定に基づいて支給された給与はそれぞれ改正後の給与条例または教育公務員給与条例の規定による給与の内払とみなす。（付則第3項関係）

地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例および地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（議第33号関係）の説明について

人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直され、本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、本市の地方公務員法第22条の2第1項第1号および第2号により採用する会計年度任用職員の報酬等について必要な改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

- (1) 一般職の給料表の改定に伴い、報酬等の月額を引き上げる。（第3条関係）
- (2) 期末手当および勤勉手当の支給割合の引き上げおよび平均化（第1条から第4条までの規定関係）

ア 期末手当の改正

- (ア) 令和6年12月期を「1.225月分」から「1.275月分」に引き上げる。
- (イ) 令和7年6月期以降を「1.25月分」とする。

イ 勤勉手当の改正

- (ア) 令和6年12月期を「1.025月分」から「1.075月分」に引き上げる。
- (イ) 令和7年6月期以降を「1.05月分」とする。

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、令和7年以降の改正については、令和7年4月1日から施行する。（付則第1項関係）

(2) 適用関係

上記1(1)の改正規定については、令和6年4月1日から適用し、上記1(2)の令和6年の改正規定については、令和6年12月1日から適用する。（付則第2項関係）

(3) 報酬等の内払

改正前の報酬条例または給与条例の規定に基づいて支給された報酬または給与はそれぞれ改正後の報酬条例または給与条例の規定による報酬または給与の内払とみなす。（付則第3項関係）

○守山市自治振興表彰規程

昭和55年9月13日

守山市告示第46号

改正 平成19年1月18日告示第6号

平成21年3月16日告示第41号

平成23年2月15日告示第18号

平成23年8月19日告示第198号

令和3年6月10日告示第313号

(趣旨)

第1条 この規程は、市の自治行政の振興および公益の増進に貢献し、かつ功績のあった者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者)

第2条 この規程により表彰を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 議会議員の職に8年在職し、功績のあった者
- (2) 別表第1に掲げる職に8年在職し、功績のあった者
- (3) 別表第2に掲げる職に6年在職し、功績のあった者
- (4) 別表第3に掲げる職に10年在職し、功績のあった者
- (5) 教育、文化、体育、産業、社会福祉等の振興に寄与し、功績のあった者
- (6) 善行または奇特定の行為のあった者
- (7) 公益のため金品を寄附した者
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱(平成23年告示第17号)第1条に規定する特定滞納者については、表彰を受けられないものとする。

(平21告示41・平23告示18・令3告示313・一部改正)

(在職年数の計算)

第3条 前条第1項第1号から第4号までに規定する者の在職年数の計算については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 在職年数は、その職についた日の属する月から退職の日または表彰の調査期日の属する月までの期間とする。
- (2) 在職年数が中断したときは、その前後を通算する。
- (3) 調査期日は、毎年10月1日とする。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) 在職年数は、市長が別に定めるものを除くほか、昭和30年1月15日の町村合併以降

その職についたときから起算する。

(令3告示313・一部改正)

(表彰)

第4条 表彰は、感謝状または表彰状を授与して行う。

2 すでに表彰された者であっても、表彰の区分を異にする場合は、さらに表彰することができる。

3 表彰は、随時、個々にこれを行うことができる。

(表彰者名簿)

第5条 被表彰者の氏名その他必要な事項は、表彰者名簿に記載し、永久に保存する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この告示は、昭和55年10月1日から施行する。

2 第2条第1号から第3号までの規定の適用については、すでに守山市表彰条例(昭和45年守山市条例第35号)の当該相当規定により表彰された者を除くものとする。

付 則(平成19年1月18日告示第6号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月16日告示第41号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成23年2月15日告示第18号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年8月19日告示第198号)

1 この告示は、平成23年8月24日から施行する。

2 この告示による改正前の守山市自治振興表彰規程(以下「改正前の規程」という。)別表第1に規定する体育指導委員の職については、改正後の守山市自治振興表彰規程(以下「改正後の規程」という。)第2条第2号の規定により表彰することができるものとし、改正後の規程第3条に規定する在職年数にも当該職を通算することができるものとする。

3 改正前の規程の規定により表彰された者は、改正後の規程の規定により表彰されたものとみなす。

付 則(令和3年6月10日告示第313号)

この告示は、令和3年6月10日から施行する。

別表第 1（第2条関係）

（平23告示198・令3告示313・一部改正）

監査委員	社会教育委員
選挙管理委員会委員	国民健康保険運営協議会委員
公平委員会委員	学校医
教育委員会委員	学校歯科医
農業委員会委員	保育園医
固定資産評価審査委員会委員	民生委員・児童委員
中小企業振興資金融資審査委員会委員	消防団員
公民館運営審議会委員	スポーツ推進委員

別表第 2（第2条関係）

（平19告示6・一部改正）

行政事務嘱託員
農政事務嘱託員

別表第 3（第2条関係）

（平21告示41・追加）

健康推進員

令和6年度守山市自治振興被表彰者一覧

《学校医》

(敬称略)

	適用条項	氏名・団体名	※住所	功績内容	※履歴等	※推薦元
1	第2条第1項 第2号			守山南中学校の学校医として多年にわたり在任され、生徒の健康管理に寄与された功績は大である。		保健給食課

《学校歯科医》

(敬称略)

	適用条項	氏名・団体名	※住所	功績内容	※履歴等	※推薦元
2	第2条第1項 第2号			速野小学校の学校歯科医として多年にわたり在任され、児童の健康管理に寄与された功績は大である。		保健給食課

《社会教育委員・公民館運営審議会委員》

(敬称略)

	適用条項	氏名・団体名	※住所	功績内容	※履歴等	※推薦元
3	第2条第1項 第2号			社会教育委員ならびに公民館運営審議会委員として多年にわたり在任され、社会教育の推進に寄与された功績は大である。		社会教育・文化振興課

《文化芸術振興》

(敬称略)

	適用条項	氏名・団体名	※住所	功 績 内 容	※履 歴 等	※推薦元
4	第2条第1項 第5号			文化協会理事として多年にわたり活動され、文化芸術の振興に寄与された功績は大である。		社会教育・文化振興課

《寄 付》

(順不同・敬称略)

	適用条項	氏名・団体名	※住所	功 績 内 容	※履 歴 等	※推薦元
5	第2条第1項 第7号			玉津小学校に学校備品を寄附され、教育の振興に寄与された功績は大である。		玉津小学校
6	第2条第1項 第7号			市内13小中学校に図書を寄附され、教育の振興に寄与された功績は大である。		教育総務課
7	第2条第1項 第7号			速野小学校、明富中学校、守山南中学校、速野公民館、北部図書館の各施設に学校備品を寄附され、教育の振興に寄与された功績は大である。		教育総務課

《学校評議員》

(順不同・敬称略)

	適用条項	氏名・団体名	※住所	功績内容	※履歴等	※推薦元
8	第2条第1項 第8号			守山小学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。		守山 小学校
9	第2条第1項 第8号			物部小学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。		物部 小学校
10	第2条第1項 第8号			立入が丘小学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。		立入が丘 小学校
11	第2条第1項 第8号			立入が丘小学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。		立入が丘 小学校
12	第2条第1項 第8号			河西小学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。		河西 小学校
13	第2条第1項 第8号			守山中学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。		守山 中学校

	適 用 条 項	氏名・団体名	※住所	功 績 内 容	※履 歴 等	※推薦元
14	第2条第1項 第8号			守山中学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。		守山 中学校
15	第2条第1項 第8号			守山中学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。		守山 中学校
16	第2条第1項 第8号			守山北中学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。		守山北 中学校
17	第2条第1項 第8号			明富中学校の学校評議員として多年にわたり在任され、学校の発展に寄与された功績は大である。		明富 中学校

※については、当日の来場者配布資料に記載しない

開催日時 令和7年2月19日(水) 午後2時から

開催場所 市役所防災会議室

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育において、優れた成績を収めたものまたは学校教育に顕著な功績のあるものを表彰し、もって市の教育の推進に資することを目的とする。

(園児、児童または生徒の表彰)

第2条 守山市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する幼稚園、小学校または中学校（以下「学校園」という。）の園児、児童もしくは生徒またはこれらの者で構成される団体のうち、学術、スポーツまたは文化芸術等の活動において、優秀な成績を収めたものがあるときは、これを表彰する。

(教職員の表彰)

第3条 委員会の事務局職員もしくは学校園その他の職員またはこれらの者で構成される団体のうち、次のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 学校教育における学術、スポーツまたは文化芸術等の活動において、生徒等を優秀な成績に導き、多大の功績があった者
- (2) 学校教育または教育研究において、優れた成果を収めた者
- (3) 学校教育に多大の功績があった者

(学校園の表彰)

第4条 学校園のうち、次のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 学校教育または教育研究において、優れた成果を収めたもの
- (2) 学校教育に多大の功績があったもの

(個人または団体の表彰)

第5条 前3条に規定するもののほか、次のいずれかに該当する個人または団体があるときは、これを表彰する。

- (1) 学校教育または教育研究の発展に特に功績があったもの
- (2) 学校教育に多大の功績があったもの

(その他の表彰)

第6条 前各条に規定するもののほか、その他委員会が特に表彰するにふさわしい業績のあったものがあるときは、これを表彰する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、教育長が賞状を授与して行う。

(表彰の審査)

第8条 表彰は、所属長または学校長の推薦に基づき、委員会が審査する。

(功績の公表)

第9条 委員会は、表彰されたもののうち、特に功績の優れたものについて、その功績の内容を公表するものとする。

付 則

この告示は、令和3年11月18日から施行する。

令和6年度守山市学校教育表彰被表彰者一覧

番号	学校名	団体 個人	学年等	被表彰者名	適用条項	功績内容	R6	R5	R4
1	守山南中学校	個人	3年		要綱 第2条	R4 滋賀県中学校春季総合体育大会 体操競技 ゆか1位 跳馬1位 鉄棒1位 4種目総合1位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 跳馬1位 鉄棒1位 4種目総合1位 近畿大会 跳馬2位 鞍馬3位 4種目総合2位 全国大会 出場 滋賀県中学校秋季総合体育大会 ゆか1位 跳馬1位 鉄棒1位 4種目総合1位 R5 滋賀県中学校春季総合体育大会 体操競技 ゆか1位 鉄棒1位 跳馬1位 鉄棒1位 あん馬1位 4種総合1位 全国大会 出場 R6 滋賀県中学校夏季総合体育大会 体操競技 個人総合 1位 ゆか 1位 跳馬 1位 個人総合 3位 近畿大会 跳馬 6位入賞 全国大会	○	○	○
2	守山南中学校	個人	3年		要綱 第2条	R6 滋賀県中学校夏季総合体育大会 ボート競技 シングルスカル 1位	○		
3	守山南中学校	個人	3年		要綱 第2条	R4 滋賀県中学校夏季総合体育大会 体操競技 鞍馬 1位 R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 体操競技 跳馬 1位	○		○
4	守山南中学校	個人	2年		要綱 第2条	R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 テニス ダブルス 1位 (とペア)	○		
5	守山南中学校	個人	2年		要綱 第2条	R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 テニス ダブルス 1位 (とペア)	○		
6	守山南中学校	個人	3年		要綱 第2条	R6 滋賀県中学校夏季総合体育大会 ソフトテニス 個人戦 1位 (とペア)	○		
7	守山南中学校	個人	3年		要綱 第2条	R6 滋賀県中学校夏季総合体育大会 ソフトテニス 個人戦 1位 (とペア)	○		
8	守山中学校	個人	2年		要綱 第2条	R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 ソフトテニス 個人戦 1位 (とペア)	○		
9	守山中学校	個人	3年		要綱 第2条	R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 ソフトテニス 個人戦 1位 (とペア)	○		
10	守山中学校	個人	3年		要綱 第2条	R5 滋賀県中学校春季総合体育大会 陸上競技 男子 2・3年1500m 1位 全国中学校総合体育大会 男子 800m 出場 滋賀中学駅伝 男子 第6区 1位 R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 陸上競技 男子共通800m 1位 大会新記録 全日本中学校通信陸上競技大会 男子1500m 1位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子共通800m 1位 近畿総合体育大会 男子共通800m 2位 全国大会出場 全国中学校総合体育大会 男子共通800m 2位 JOCジュニアオリンピック U16 1000m 1位	○	○	
11	守山中学校	個人	3年		要綱 第2条	R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 陸上競技 男子共通4種競技 1位 大会新記録 全日本中学校通信陸上競技大会 男子幅跳び 1位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子共通4種競技 1位 近畿総合体育大会 男子共通4種競技 1位 全国大会出場 全国中学校総合体育大会 男子共通4種競技 5位	○		

令和6年度守山市学校教育表彰被表彰者一覧

番号	学校名	団体 個人	学年等	被表彰者名	適用条項	功績内容	R6	R5	R4
12	守山中学校	個人	3 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校夏季総合体育大会 陸上競技 女子2・3年800m 1 位	○		
13	守山中学校	個人	3 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 陸上競技 男子3年100m 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子3年100m 1 位 全国大会出場 JOCジュニアオリンピック U16 男子100m 7 位	○		
14	守山中学校	個人	2 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校秋季新人大会 陸上競技 男子共通110mハードル 1 位	○		
15	守山中学校	個人	3 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 柔道 女子40kg以下級 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 女子40kg以下級 1 位 全国大会出場	○		
16	守山中学校	個人	3 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 柔道 男子90kg超級 1 位 近畿総合体育大会 男子90kg超級 3 位	○		
17	守山中学校	個人	3 年		要綱 第 2 条	R5 滋賀県中学校夏季総合体育大会 柔道 男子個人 1 位 近畿中学校総合体育大会 男子個人 3 位 全国中学校総合体育大会 男子個人 出場 R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 柔道 男子73kg以下級 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子73kg以下級 1 位 全国大会出場 近畿総合体育大会 男子73kg以下級 3 位	○	○	
18	守山中学校	個人	3 年		要綱 第 2 条	R5 近畿中学校総合体育大会 柔道 女子個人 3 位 R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 柔道 女子52kg以下級 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 女子52kg以下級 1 位 全国大会出場	○	○	
19	守山中学校	個人	3 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 柔道 男子60kg以下級 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子60kg以下級 1 位 全国大会出場	○		
20	守山中学校	個人	2 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校秋季新人大会 柔道 男子73kg以下級 1 位	○		
21	守山中学校	個人	2 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校秋季新人大会 柔道 男子81kg以下級 1 位	○		
22	守山中学校	個人	2 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校秋季新人大会 柔道 男子90kg超級 1 位	○		
23	守山中学校	個人	1 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 柔道 女子44kg以下級 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 女子44kg以下級 1 位 全国大会出場 滋賀県中学校秋季新人大会 女子44kg以下級 1 位	○		
24	守山中学校	個人	2 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校秋季新人大会 剣道 男子 個人 1 位	○		
25	守山中学校	個人	1 年		要綱 第 2 条	R6 全国中学校新人競漕大会 ボート 第 5 位	○		
26	守山北中学校	個人	1 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校夏季総合体育大会 陸上競技 男子1年100m 1 位	○		
27	守山北中学校	個人	1 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校夏季総合体育大会 水泳競技 女子100mバタフライ 1 位	○		

令和6年度守山市学校教育表彰被表彰者一覧

番号	学校名	団体 個人	学年等	被表彰者名	適用条項	功績内容	R6	R5	R4
28	明富中学校	個人	3 年		要綱 第 2 条	R5 滋賀県中学校春季総合体育大会 水泳競技 女子200m自由形 1 位 女子400m自由形 1 位 滋賀県中学校秋季総合体育大会 女子400m自由形 1 位 R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 水泳競技 女子400m自由形 1 位 女子800m自由形 1 位 全国大会出場 滋賀県中学校夏季総合体育大会 女子400m自由形 1 位 女子800m自由形 1 位 第78回国民スポーツ大会佐賀大会 女子オープンウォータースイミング 県代表出場	○	○	
29	明富中学校	個人	3 年		要綱 第 2 条	R4 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子水泳部 背泳ぎ200m 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子水泳部 背泳ぎ100m 2 位 R5 滋賀県中学校春季総合体育大会 男子水泳部 200m背泳ぎ 1 位 滋賀県中学校秋季総合体育大会 男子水泳部 100m背泳ぎ 1 位 R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 水泳競技 男子100m背泳ぎ 1 位 滋賀県中学校春季総合体育大会 男子200m自由形 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子100mバタフライ 1 位	○	○	○
30	明富中学校	個人	3 年		要綱 第 2 条	R5 滋賀県中学校夏季総合体育大会 女子水泳部 200m平泳ぎ 1 位 女子水泳部 100m平泳ぎ 1 位 中体連近畿大会 女子水泳部 200m平泳ぎ 3 位 滋賀県中学校秋季総合体育大会 女子水泳部 200m平泳ぎ 1 位 R6 滋賀県中学校夏季総合体育大会 水泳競技 女子200m平泳ぎ 1 位 近畿総合体育大会 女子200m平泳ぎ 2 位 全国大会出場 滋賀県中学校夏季総合体育大会 女子100m平泳ぎ 1 位 近畿総合体育大会 女子100m平泳ぎ 3 位 滋賀県中学校春季総合体育大会 女子400m個人メドレー 1 位 第78回国民スポーツ大会佐賀大会 女子100m平泳ぎ 4×100mメドレーリレー 県代表出場	○	○	
31	明富中学校	個人	2 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 水泳競技 女子200m個人メドレー 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 女子200m個人メドレー 1 位 滋賀県秋季新人大会 女子200m個人メドレー 1 位	○		
32	明富中学校	個人	1 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県秋季新人大会 水泳競技 男子800m自由形 1 位	○		
33	明富中学校	個人	3 年		要綱 第 2 条	R4 滋賀県中学校春季総合体育大会 陸上競技 男子 1 年1500m 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子 1 年1500m 1 位 近畿中学校総合体育大会 男子 1 年1500m 4 位 滋賀県中学校秋季総合体育大会 男子 1 年1500m 1 位 第68回全日本中学校通信陸上滋賀大会 男子 1 年1500m 1 位 R6 全国中学校総合体育大会 陸上競技 男子800m 出場	○		○
34	明富中学校	個人	3 年		要綱 第 2 条	R6 第19回中部日本個人・重奏コンテスト滋賀県大会 中学生個人部門 オーボエ独奏 金賞 県代表 教育長賞 第36回中部日本個人・重奏コンテスト本大会 中学生個人部門 オーボエ独奏 金賞	○		

令和6年度守山市学校教育表彰被表彰者一覧

番号	学校名	団体 個人	学年等	被表彰者名	適用条項	功績内容	R6	R5	R4
35	守山南中学校	団体	1 年		要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校体育大会 駅伝大会 滋賀県第 2 位 全国大会 出場	○		
			2 年						
			2 年						
			2 年						
			3 年						
36	守山南中学校	団体			要綱 第 2 条	R4 滋賀県中学校春季総合体育大会 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 1 位 近畿大会 3 位 全国大会 出場 R5 滋賀県中学校春季総合体育大会 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 1 位 R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 1 位 滋賀県中学校秋季総合体育大会 1 位 近畿大会 3 位 全国大会 出場	○	○	○
37	守山中学校	団体			要綱 第 2 条	R4 滋賀県中学校春季総合体育大会 男子団体 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子団体 1 位 近畿中学校総合体育大会 男子団体 3 位 全国中学校総合体育大会 男子団体 出場 R5 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子団体 1 位 全国中学校総合体育大会 男子団体 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子団体 1 位 R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 男子団体 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子団体 1 位	○	○	○
38	守山中学校	団体			要綱 第 2 条	R4 滋賀県中学校春季総合体育大会 男女総合 1 位 R5 滋賀県中学校春季総合体育大会 男女総合 1 位 滋賀県中学校春季総合体育大会 男子総合 1 位 滋賀県中学校夏季総合体育大会 男子総合 1 位 R6 滋賀県中学校春季総合体育大会 男子総合 1 位	○	○	○
39	守山中学校	団体			要綱 第 2 条	R6 滋賀県中学校秋季新人大会 剣道 団体 1 位	○		
40	守山北中学校	団体			要綱 第 2 条	R6 滋賀県吹奏楽コンクール金賞 関西大会出場	○		
41	明富中学校	団体			要綱 第 2 条	R5 中部日本吹奏楽コンクール 県独自の部 金賞 滋賀県吹奏楽コンクール 金賞 きらめき賞 R6 滋賀県吹奏楽コンクール 金賞 県代表	○	○	

令和6年度守山市学校教育表彰被表彰者一覧

番号	学校名	団体 個人	学年等	被表彰者名	適用条項	功績内容	R6	R5	R4
42	明富中学校	団体	3 年	■■■■■	要綱 第 2 条	R6 第19回中部日本個人・重奏コンテスト滋賀県大会 中学生重奏部門 打楽器 4 重奏 金賞 県代表 教育長賞 第36回中部日本個人・重奏コンテスト本大会 中学生重奏部門 打楽器 4 重奏 出場	○		
			3 年	■■■■■					
			3 年	■■■■■					
			2 年	■■■■■					
43	守山南中学校	個人	教諭	■■■■■	要綱 第 3 条 第 1 項第 1 号	R6 本校ソフトテニス部顧問として、1 年生から■■■■■、■■■■■の 2 名の指導にあたり、 3 年生となった今年度の滋賀県中学校夏季総合体育大会において県優勝に導いた功績による。	○		
44	守山南中学校	個人	教諭	■■■■■	要綱 第 3 条 第 1 項第 1 号	R6 本校陸上競技部の顧問として、長年にわたり選手の指導・育成にあたってきた。 今年度の県駅伝大会では、県2位となり、全国大会の出場権を得るに至った。 その功績は大であり、表彰に値すると考える。	○		
45	守山中学校	個人	教諭	■■■■■	要綱 第 3 条 第 1 項第 1 号	R6 陸上競技部顧問として、多くの生徒を好成績に導いた。	○		
46	守山中学校	個人	教諭	■■■■■	要綱 第 3 条 第 1 項第 1 号	R6 本校の読書活動に邁進され、文部科学大臣から「子どもの読書活動優秀実践校」表彰に 貢献した。	○		
47	守山北中学校	個人	教諭	■■■■■	要綱 第 3 条 第 1 項第 1 号	R6 吹奏楽部を熱心に指導し、県大会金賞及び関西大会出場へ導いた。	○		
48	明富中学校	個人	教諭	■■■■■	要綱 第 3 条 第 1 項第 1 号	R6 吹奏楽部を熱心に指導し、県代表の成績を収め、関西吹奏楽コンクールに出場を果たした。	○		
49	明富中学校	個人	教諭	■■■■■	要綱 第 3 条 第 1 項第 1 号	R6 吹奏楽部を熱心に指導し、県代表の成績を収め、関西吹奏楽コンクールに出場を果たした。	○		
50	明富中学校	個人	教諭	■■■■■	要綱 第 3 条 第 1 項第 1 号	R6 吹奏楽部を熱心に指導し、県代表の成績を収め、関西吹奏楽コンクールに出場を果たした。	○		
51	物部小学校	個人	主幹 教諭	■■■■■	要綱 第 3 条 第 1 項第 2 号	R6 文部科学大臣優秀教職員表彰 受賞	○		

○守山市子ども善行表彰に関する規則

昭和47年5月30日
教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、有為な社会人となる動機づけとして子どもたちが行なった善行をすみやかにほめたたえることを目的とする。

(表彰方法)

第2条 善行のあった子どもが判明次第随時に賞詞とバッヂを贈りこれを表彰する。

(表彰審議会)

第3条 推せんカードに基づき教育委員会に諮ることをもってこれにあてる。

(その他の事項)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別にこれを定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

番 号	1
名 前	
学校名・ 学年	明富中学校 3年
善行内容	帰宅途中、すわりこんでいた児童に声をかけた。その児童がしんどそうであり、また終業式でたくさんの荷物を持っていたため、分担して持ち、一緒について行くことにした。途中のスーパーで、スポーツ飲料を買い飲ませたうえで、学童まで連れて行った。
推薦者	
推薦理由	彼らの優しさがみられる善行である。ついて行くことのみならず、熱中症を心配し、相手の体調に配慮しながら、水分補給まで気遣えることは、表彰に値すると思われるため。
調査書意見	夏の引退までは、バスケットボール部のキャプテンを務めていた。周囲に気を配る優しさがあり、学校生活の中でも困っている仲間に声をかける姿をよく見かけた。
記載者名	
具申意見	困っている人に気づき、仲間と協力して、相手を思いやる行動を実行するという姿は、多くの人の模範となると考える。 よって、善行表彰に値すると思う。
判 定	

番 号	2
名 前	
学校名・ 学年	明富中学校 3年
善行内容	帰宅途中、すわりこんでいた児童に声をかけた。その児童がしんどそうであり、また終業式でたくさんの荷物を持っていたため、分担して持ち、一緒について行くことにした。途中のスーパーで、スポーツ飲料を買い飲ませたうえで、学童まで連れて行った。
推薦者	
推薦理由	彼らの優しさがみられる善行である。ついて行くことのみならず、熱中症を心配し、相手の体調に配慮しながら、水分補給まで気遣えることは、表彰に値すると思われるため。
調査書意見	3年間バスケットボール部に所属し、活動をした。学級委員として学級の先頭に立ち、まとめる力がある。また、学習や係活動など与えられた仕事に前向きに取り組むことができる。
記載者名	
具申意見	困っている人に気づき、仲間と協力して、相手を思いやる行動を実行するという姿は、多くの人の模範となると考える。 よって、善行表彰に値すると思う。
判 定	

番 号	3
名 前	
学校名・ 学年	明富中学校 3年
善行内容	帰宅途中、すわりこんでいた児童に声をかけた。その児童がしんどそうであり、また終業式でたくさんの荷物を持っていたため、分担して持ち、一緒について行くことにした。途中のスーパーで、スポーツ飲料を買い飲ませたうえで、学童まで連れて行った。
推薦者	
推薦理由	彼らの優しさがみられる善行である。ついて行くことのみならず、熱中症を心配し、相手の体調に配慮しながら、水分補給まで気遣えることは、表彰に値すると思われるため。
調査書意見	いつも穏やかで誰とでも関係をもつことができる。さまざまなことに興味・関心があり、主体的に行動することができる。周囲が見落としがちな物事についても気づき、周囲の雰囲気や和ませながら良い方向に導くことができる。
記載者名	
具申意見	困っている人に気づき、仲間と協力して、相手を思いやる行動を実行するという姿は、多くの人の模範となると考える。 よって、善行表彰に値すると思う。
判 定	

番 号	6
名 前	
学校名・ 学年	物部小学校 3年
善行内容	図書室にある「青少年赤十字のひみつ」を読んで、幼稚園の子どもでも募金を集めて寄付しているということを知り、お金ではないけれど、自分にもできることをしたいと思い、災害にあった人たちを勇気づけようと考え、折り紙でたくさんの作品を作った。そして、手紙も書きあげた。全てできあがってから、赤十字を通じて送る方法について母親に相談し、その後、それらは守山市社会福祉協議会から日本赤十字石川県支部へと送られ、現地の学校へと寄贈された。
推薦者	
推薦理由	誰かに言われて行動したわけではなく、本を読んで、自ら気づき・考え・実行したことは、小学生の子どもにはなかなかできないことである。そして、目標の数ができたとところで自分の親に話し、実際に送るための相談をしたことがさらに素晴らしく表彰に値すると考えるため。
調査書意見	日頃から学級のことや友だちのことをよく考えて行動する場面が非常に目立つ。授業中でも、課題が分からずに困っている友だちや間違った方法で行っている友だちに対して、声をかけたり自分の考えを伝えたりしている。 給食やそうじの時間には、周りの友だちに進んで声をかけて協力しながら活動でき、自分の仕事でないことであっても、できていないところを見つけて手伝う姿が見られる。
記載者名	
具申意見	本を読んで、自ら気づき・考え・実行したことは他の児童生徒の模範となる行動である。 よって、善行表彰に値すると考える。
判 定	

番 号	7
名 前	
学校名・ 学年	守山南中学校 3年
善行内容	塾に行く途中の大林町内で、自宅の前で躓いて転んだおばあさんを目撃した。心配になって駆け寄ったところ、おばあさんは頭部から出血していた。澤本は持っていたティッシュで止血を試み、また税所は、おばあさんの家のインターフォンを押し、家の中にいたおじいさんに知らせた。おじいさんは、おばあさんの様子を見て救急車を要請した。 次の日、おじいさんが来校され「守山南中の二人が通りがかり、助けてくれなかったら、家の前で妻は倒れたままになっていた。二人は命の恩人です。」と感謝の気持ちを述べられた。
推薦者	
推薦理由	中学生の場合、このような場面に遭遇しても、何をしたらよいかかわらず手助けできないこともあると思われるが、今回は一人が出血している方の救護を、また一人は家族に連絡し助けを求めるといった適切な行動がとれた。けがをされた方に駆け寄り救護したこの行動は、他の生徒の模範となる行動であり、市子ども善行表彰に推薦できる行動であると考えため。
調査書意見	教室では、彼のもとに多くの仲間が集まるほど人気者で、様々な人と平等に接することができる人物である。何事にも物怖じせず、取り組む姿が多くみられる。 野球部においては、主将を務めチームメイトに積極的に声掛けを行い、後輩に対しては小さな変化にも気づいて労いの声をかける様子があった。最後の大会で敗退した時には、涙を流すチームメイトに寄り添い励ました。
記載者名	
具申意見	人の命にかかわるかもしれない場面に遭遇し、友達と協力し、適切な行動をとれたことはすべての人の模範となる行動である。 よって、善行表彰に値すると考える。
判 定	

番 号	9
名 前	
学校名・ 学年	小津小学校 6年
善行内容	母と買い物に行き、駐車場で自動車に乗ろうとした際、高齢の男性が近づいてきて、「〇〇（男性の名前）と申します。（自分のこと）知りませんか？」と声をかけられた。「知らないです。」と答えたが、再度同じことを尋ねられた。前日に学校で「認知症サポーター養成講座」を受講していたので、「この男性は認知症で、場所が分からなくなっている（中核症状）のではないか。」と気づいた。母と相談し、男性のバックの中を見せてもらおうと身分証が出てきて住所が分かった。住所の場所まで送っていくと男性は（家を）思い出されたようで、「ここが私の家です。」と言われた。男性の家族の方から「（男性が）いなくなったので心配して娘が探しに行っていたところです。ありがとうございます。」と感謝された。
推薦者	
推薦理由	自分のいる場所が分からなくなり困っている高齢男性に遭遇し、前日に学校で学習した認知症なのではないかと気づくことができた。どうすべきか母と相談し、男性を無事に家まで送り届けることができ、家族の方に大変感謝された。「男性を何とか助けたい」と思っの行動である。まさに、青少年赤十字の理念である「気づき、考え、実行する」を具現化できた素晴らしい行動力であったと考え、守山市子ども善行表彰に推薦する。
調査書意見	日頃から友だちのことを気にかけて、困っている友だちに声をかけたり、ダメなことはダメと言ったりすることで、友だちを助ける姿も見られる。困っている人を助けようとする日頃の姿勢が今回の行動につながったと考えられる。また、学校での実行委員など様々な役割に立候補し、取り組んでいる。
記載者名	
具申意見	授業で学んだことを、実際の場面で思い出し、人助けを行ったことは大変すばらしく他の児童生徒の模範となる行動である。 よって、善行表彰に値すると考える。
判 定	

番 号	10
名 前	
学校名・ 学年	守山小学校 6年
善行内容	守山市文化協会主催、守山市花道協会主管で開催している、文化庁提案の伝統文化親子教室「こどもいけばな教室」に毎年参加し、そこで学んだ花を毎回地域の会館に活かしている。教室のない時は自分のお小遣いで花を求めて活け、地域の方々からは「心が安らぐ」と感謝されている。また、敬老会には、手作りの花輪をメッセージ付きで届けるなど、高齢者や自治会の人々の心を和ませている。
推薦者	
推薦理由	伝統文化を積極的に学び、学ぶ姿も一生懸命である。また、その成果を地域の会館などに提供している姿は、善行表彰の対象に相応しく、推薦するものである。
調査書意見	学級では学習に積極的に取り組んでおり、自分の考えを友達と交流した後、ノートをまとめるなど、知識を広げたり深めたりしている。また、運動会の応援合戦では応援係に所属し、アイディアを出し合ってよりよい応援なるように努めたり、下学年の友達に声をかけながら応援を盛り上げようとしたりする姿が見られた。さらに、夏季休業中に栗東市の「森の未来館」で開催された、一泊二日の滋賀県青少年赤十字リーダーシップトレーニングセンターにも自主参加し、積極的に活動した。 今回の善行を児童自身が学級担任に語ったことはないが、それが善行者の良さであるとも感じる。
記載者名	
具申意見	様々な学習の場に積極的に参加する姿勢や、学んだことを地域の方のために生かそうとする姿は他の児童生徒の模範となる行動である。 よって、善行表彰に値すると考える。
判 定	

番 号	11
名 前	
学校名・ 学年	速野小学校 1 年
善行内容	毎日の登下校時において、横断歩道を渡る際、左右をよく確認し、手を挙げて渡り切った後、スクールガードに対して、「ありがとうございました」と言って一礼する等、礼儀正しい挨拶を実行している。
推薦者	
推薦理由	横断歩道の渡り方の基本を忠実に実践しており同級生はもちろん、上級生にも模範となっている姿は、全児童の安全意識を高めており、表彰に値すると考えたため。
調査書意見	よく気がつき、みんなのために行動することができる。 礼儀正しいあいさつができ、だれにでも分け隔て無く接することができる。 困っている友だちがいたら、進んで声をかけ、手伝ったり、手助けをしたりする姿が見られる。
記載者名	
具申意見	安全な通学をするうえで交通ルールを守することは、最も大切なことであり、スクールガードの方の印象に残るような行動を 1 年生で、できていることは大変すばらしく他の児童生徒の模範となる姿である。 よって、善行表彰に値すると考える。
判 定	